栃木県読書活動推進計画

2024～2030

令和６(2024)年３月

栃木県教育委員会

はじめに

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていくために欠かすことのできないものです。

栃木県教育委員会では、本県の将来を担う子どもたちの豊かな心を育むために子どもの読書活動の推進を施策の一つとして位置付けており、平成16(2004)年２月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」を策定して以来、第四期計画までの20年間に渡り、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での推進を目指し、様々な取組を進めて参りました。

これまでの推進を通じて、県内全市町での子どもの読書活動推進計画の策定、高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を核とした高校生読書活動推進事業の拡大など、市町をはじめ、関係機関・団体の皆様の御理解と御協力のおかげをもちまして、県内の推進体制づくりにおいて多くの成果を得ることができました。

このたび、第四期計画における成果や課題、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行、読書環境を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、子どもから大人まで全ての県民の皆様が読書活動に親しむことのできる環境づくりを推進する「栃木県読書活動推進計画」を策定いたしました。本計画で示した基本目標と方針に基づき、県民の皆様の読書環境の一層の整備に努め、読書を通じて豊かな人生を実現できるよう、社会全体で読書活動を推進して参ります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました「栃木県読書活動推進協議会」委員の皆様をはじめ、読書活動の推進に携わる関係各位に心から御礼申し上げます。

令和６(2024)年３月

栃木県教育委員会教育長

阿久澤　真理

目次

第１章　計画の趣旨

１　計画の目的

２　計画の位置付け

３　計画の期間

４　本計画における「読書」の定義

第２章　読書活動をめぐる現在の状況

１　国の動向

２　読書活動を取り巻く現状

３　本県の現状

４　読書バリアフリーの現状

５　本県の課題

第３章　読書活動推進の基本方針

１　基本目標と方針

２　指標の設定

第４章　県民の読書活動推進のための方策

１　ライフステージに応じた効果的な取組

２　家庭における読書活動の推進

３　地域における読書活動の推進

(1) 図書館の取組

(2) 公民館等の取組

(3) ボランティア等の支援

４　学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・認定こども園・保育所・特別支援学校幼稚部等での取組

(2) 学校での取組

(3) 特別支援学校における読書活動の推進

第５章　読書バリアフリーの推進

第６章　読書活動推進体制の整備

第７章　啓発・普及・広報活動の推進

参考資料

第１章　計画の趣旨

１　計画の目的

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていくために欠かすことのできないものであり、家庭や学校、地域など社会全体で読書活動が活性化する環境づくりに取り組んでいくことが極めて重要です。

近年では、スマートフォン等のICT機器やデジタルコンテンツが普及し、個人の余暇の楽しみ方やコミュニケーション方法も多様化するなど、情報・知識の習得方法や読書の在り方に大きな影響を及ぼしています。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行され、全ての人が読書に親しむことのできる環境づくりが求められるなど、読書活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

県教育委員会では、これまで「栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）」の下、子どもの読書活動を推進してきましたが、子どもだけでなく、全ての県民が生涯にわたって読書に親しみ、自身の知識を深めるとともに、次の世代に読書活動の意義や楽しさなどを伝えていくことが重要であると考えます。

こうした状況を踏まえ、社会環境の変化に対応し、子どもから大人まで幅広い世代の全ての県民が読書活動に親しむことのできる環境づくりを推進するため、「栃木県子どもの読書活動推進計画」の取組や成果・課題を検証し、新たに「栃木県読書活動推進計画」を策定します。

２　計画の位置付け

・「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」

・「読書バリアフリー法」に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

３　計画の期間

令和６(2024)年度から令和12(2030)年度までの７年間とします。

なお、読書にまつわる環境の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

４　本計画における「読書」の定義

本計画における「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読むことや、何かを調べるために関係する資料を読むこととします。また、紙に印刷された本だけではなく、電子書籍などの電子資料も含みます。

第２章　読書活動をめぐる現在の状況

１　国の動向

(1)　第５次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

令和５(2023)年３月に、国の第５次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。本計画では、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備及び子どもの視点に立った読書活動の推進について記載されています。

特に、都道府県においては、教育委員会のみならず、福祉部局、学校等、図書館、民間団体等の連携・協力によって横断的な取組が行われるような体制の整備が求められています。

(2)　「読書バリアフリー法」の制定

令和元(2019)年６月に「読書バリアフリー法」が制定されました。障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等(\*1)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することとしています。

読書バリアフリー法第８条では、地方公共団体は、国の基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めるよう規定しています。

(\*1)視覚障害者等：視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（読書バリアフリー法第２条第１項）。具体的には、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者等。

２　読書活動を取り巻く現状

(1)　子どもの読書活動の状況

公益社団法人全国学校図書館協議会の第67回学校読書調査によると、子どもの読書活動については、年齢が上がるにつれて、１か月に１冊も読まない割合が上昇しており、特に高校生は51.1%と高い割合になっています（図１）。

(2)　大人の読書活動の状況

文化庁の平成30(2018)年度国語に関する世論調査によると、「１か月に大体何冊くらい本を読むか」という問いに対し、47.3％の人が「読まない」と回答しています（図２）。読書量についても、「以前と比べて減っている」と回答した人の割合が67.3％となっています（図３）。また、読書量が減っている原因として、「忙しい」や「健康上の理由」のほかに、「情報機器で時間が取られる」と回答している割合が３割を超えています（図４）。

しかしながら、「読書量を増やしたいと思うか」という問いに対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合が60.4％となっており、読書への意欲の高さはうかがえます（図５）。

(3)　読書媒体の状況

近年、スマートフォン等ICT機器が普及し、学校現場においてもGIGAスクール構想により児童生徒への１人１台端末が整備されました。総務省の令和４(2022)年通信利用動向調査によると、13歳から69歳までのスマートフォンの保有率は８割を超えています（図６）。こうした中、電子出版の市場規模も年々増加の一途をたどっており、令和４(2022)年には5,000億円を超え（図７）、16歳以上の４人に１人は電子書籍を活用しているという調査結果もあります（図８）。本県においても、子どもを対象とした調査で、年齢が上がるほど電子書籍の利用率が高くなる傾向が見られます（図９）。

また、視力など健康上の理由により読書が難しい方のために、点字図書、録音図書(\*2)（音声デイジー（DAISY）(\*3)図書等）のほか、大活字本(\*4)、ＬＬブック(\*5)、さわる絵本(\*6)・布の絵本(\*7)など、ニーズに応じた書籍や資料が発行され、活用されています。

(\*2)点字図書、録音図書：文字だけでなく図や写真の説明も含めて図書の内容を点字に点訳した本（点字図書）、音訳した本（録音図書）

(\*3)デイジー（DAISY）：Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略でデジタル録音図書の標準規格のこと。目次から読みたい見出しやページに移動することができる。図書や雑誌の内容を録音して音声にした「音声デイジー」、文字や画像をハイライトしながら、その部分を音声と一緒に読むことができる「マルチメディアデイジー」などがある。

(\*4)大活字本：大きな文字で印刷された本

(\*5)ＬＬブック：やさしい言葉やピクトグラム(絵文字)、写真、図などを使って分かりやすく書かれた本。ＬＬはスウェーデン語のLättläst の略で、「やさしく読める」という意味。

(\*6)さわる絵本：指で読むために作られた絵本。本の挿絵は様々な材料で作られており、さわって分かるよう盛り上がった形となっている。

(\*7)布の絵本：フェルトや布などを用いて製作された本。ひもやボタンなどがつき、つけたり外したりして楽しむことができる。

３　本県の現状

(1)　本県の読書活動の現状

ア　子どもの読書活動の状況

子どもの読書活動については、全国と同様に、年齢が上がるにつれて、不読率（「１か月に１冊も読まない」割合）が上昇しており、特に高校生は54％と高い割合になっています。小学生については、１か月に10冊以上読む多読者の割合が高い傾向があります（図10）。

読書時間については、１週間あたりに１時間以上読書をしていると回答した小学生の割合は半数を超えていますが、中学生は４割、高校生は２割程度と、年齢が上がるにつれて読書時間が短くなる傾向があります（図11）。

本を読まない理由や本を読む時間が取れない理由としては、小学生・中学生・高校生共通で「テレビ・DVD・動画（YouTubeなど）に時間を使う」と回答する割合が最も高く、「ゲーム」、「勉強や部活動、塾、習い事で忙しい」（小学生・中学生・高校生）、「音楽・ラジオなど」（中学・高校生）も多く挙げられています。余暇を過ごす魅力的な選択肢が読書以外にもある一方で、「特に読みたい本がない」などから、読書離れが進んでいる状況がうかがえます（図12）。

イ　大人の読書活動の状況

総務省統計局の令和３(2021)年社会生活基本調査によると、「趣味として読書をするか」という問いに対し、全国では３割ほど、栃木県では３割弱が「する」と回答しています。本県は、全国平均に比べて「趣味としての読書をする」と回答した割合が低く、特に25歳～34歳の割合が低くなっています（図13）。

本県在住の高校生以上を対象に実施したアンケート結果によると、１か月に読む本の冊数は「０冊」と回答した割合と「１、２冊」と回答した割合は、ともに４割程度となっています（図14）。また、本を読まない理由は、「仕事や勉強で忙しく読む時間がない」、「ウェブページの閲覧、SNSに時間を使う」、「テレビ・DVD・動画（YouTubeなど）に時間を使う」が上位を占め、子どもと同様に、多忙であることと、余暇を過ごす選択肢が読書以外にもあることから、読書をしない方がいることがうかがえます（図15）。

(2)　県の取組

ア　「栃木県教育振興基本計画2025－とちぎ教育ビジョン－」の策定

令和３(2021)年２月に策定した「栃木県教育振興基本計画2025－とちぎ教育ビジョン－」の基本施策６「豊かな心を育む教育の充実」において、子どもの読書活動の推進を掲げており、児童生徒の不読率の改善を目指しています。

イ　「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」の策定

令和３(2021)年３月に策定した「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」の施策　１－３「子どもや若者が未来を切り拓く力を育む学習の推進」に、子どもの読書活動の推進を掲げており、ア「栃木県教育振興基本計画2025」と同様に、児童生徒の不読率の改善に取り組んでいます。

(3)　各施設等の状況

ア　公立図書館をめぐる状況

県内の公立図書館は、県立１館、市町立53館の計54館あります。

近年の公立図書館の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休館の影響等により来館者数及び貸出冊数の減少が見られる（図16）一方で、非来館型サービスの充実に向けて、電子書籍やデジタルアーカイブ(\*9)を提供する図書館が増加しました。

また、従来の図書館サービスを生かしつつ、図書館を地域の交流拠点と捉え、図書館を核とした地域振興に取り組む自治体も出てきています。

県立図書館では、平成24(2012)年１月に提言のあった「栃木県立図書館あり方検討委員会報告書」の基本理念「地域づくりを支える“知”の拠点」を実現するため、栃木県に関する情報の総合窓口としての役割や県の中核的図書館としての機能、課題解決機能の強化に取り組んできました。子どもの読書活動の推進に関しては、「読書活動支援室」を拠点に、県内外の公共図書館、学校図書館等関係機関とのネットワークを生かした情報収集や発信、研修等による子どもの読書ボランティアの支援などに取り組んでいます。

また、県では、新たな「文化と知」の創造拠点（仮称）として県立美術館、県立図書館及び県立文書館を再整備する「栃木県『文化と知』の創造拠点整備事業」を進めています。

(\*9)デジタルアーカイブ：図書館や美術館・博物館、文書館などの所蔵資料や所蔵品のデジタルデータをデータベース化したもの。

イ　学校における読書活動の状況

近年、GIGAスクール構想による児童生徒への１人１台端末整備等により、学校での読書を取り巻く環境が急激に変化しています。

文部科学省では、学習指導要領を改訂し、幼稚園においては平成30(2018)年度から、小学校においては令和２(2020)年度から、中学校においては令和３(2021)年度から全面実施しています。高等学校においては、令和４(2022)年度から年次進行で実施しています。学習指導要領には、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集等の学習活動を充実すること等の読書に関する事項が示されています。

また、文部科学省では、令和４(2022)年度から令和８(2026)年度までを期間とする第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」を策定し、学校図書館が充分にその役割を果たせるよう、学校図書館図書標準(\*10)の達成と計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書(\*11)の配置に対して地方財政措置を行っています。

文部科学省の令和２(2020)年度学校図書館の現状に関する調査によると、本県の公立小中学校の学校図書館図書標準の達成割合は７割を超えており、全国平均を上回っています（図17）。また、学校司書の配置状況についても、全ての校種において全国平均を上回る状況となっています（図18）。

新聞については、学校の授業などで新聞を教材として活用するNIE(\*12)（教育に新聞を）の取組が、県内各学校において広がりつつあります。

他にも、県内各地で地域学校協働活動(\*13)の中で本の読み聞かせ等の読書活動が数多く行われています。

(\*10)学校図書館図書標準：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示すもの。学級数に対しての蔵書冊数が示されており、平成５(1993)年３月に定められた。

(\*11)学校司書：学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

(\*12)NIE：Newspaper in Educationの略

(\*13)地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

ウ　公民館等における読書活動の状況

県内の公民館等では、図書コーナーを設置したり、読書に親しむ講座を開催したりしています。また、図書館の貸出本を公民館で受け取れるサービスを実施している市町もあり、公民館は住民が読書に親しむためのサービスポイント(\*15)の機能も有しています。また、地域の人々やボランティア団体による子どもへの読み聞かせや、読書への理解を深める講座等が各地で開催されています。

(\*15)サービスポイント：利用者が図書館サービスを受ける場

エ　幼稚園・認定こども園・保育所等における読書活動の状況

幼稚園・認定こども園・保育所等においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、読み聞かせなどの読書活動が制限される状況もありましたが、各園で工夫して読書活動に取り組んでいます。また、家庭での読み聞かせを推奨し、おすすめの絵本を紹介するなど、家読（うちどく）(\*16)を進める動きも見られます。

(\*16)家読（うちどく）：家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組

４　読書バリアフリー(\*17)の現状

(1)　読書バリアフリーに関する現状

ア　福祉サービス及び点字図書館の状況

とちぎ福祉プラザ内に設置されているとちぎ視聴覚障害者情報センターは、県からの委託事業として、視聴覚障害者等の自立と社会参加を推進するために、各種の情報提供及びコミュニケーションの支援を総合的に実施しています。とちぎ視聴覚障害者情報センターが運営する点字図書館では、点字図書、録音図書等の製作や、視覚障害者への資料の貸出を行っています。

県は、栃木県視覚障害者福祉協会及びとちぎ視聴覚障害者情報センターと連携し、視覚障害者のために対面朗読の実施や声の図書を製作する「朗読奉仕員」及び視覚障害者のために印刷物を点訳する「点訳奉仕員」を養成しており、令和５(2023)年４月１日現在、朗読奉仕員は539名、点訳奉仕員は183名が登録されています。

(\*17)読書バリアフリー：視覚障害者等の読書環境の整備

イ　公立図書館の状況

公立図書館では、障害者サービス、ハンディキャップサービスなどの名称で、障害のある方の読書活動を支援しています。大活字本、点字図書、録音図書、ＬＬブック等のアクセシブルな書籍等(\*18)の所蔵状況は、自治体により異なります。

また、サピエ図書館(\*19)や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス(\*20)を活用した情報提供も行われており、県内では、サピエ図書館に点字図書館（とちぎ視聴覚障害者情報センター）及び４市立図書館が、国立国会図書館の当該サービスに５市立図書館が登録しています。

令和５(2023)年２月現在、県内で郵送貸出を実施している図書館がある自治体は13 市町、対面朗読を実施している図書館がある自治体は７市町、拡大読書機を設置している図書館がある自治体は10 市町となっています。

(\*18)アクセシブルな書籍等：視覚障害者等が利用しやすい書籍及びそれらの電子書籍。（読書バリアフリー法第２条第２項）視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍。

(\*19)サピエ図書館：視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は、「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

(\*20)国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス：国立国会図書館が製作した視覚障害者等用資料のデイジーデータ等と、全国の図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データ（デイジーデータ、点字データ等）を、視覚障害者等個人の方や図書館等がインターネット経由で利用できるサービス

ウ　県立特別支援学校の状況

県立特別支援学校16校のうち、盲学校では「音の出る絵本」「さわる絵本」「におう絵本」などのコーナーを設け、視覚障害等のある児童生徒の読書への興味・関心を高める工夫をしています。また、点訳ボランティアや音訳ボランティア等の協力により、点字図書や録音図書（デイジー図書）も学校図書館に数多く所蔵されています。さらに、公立図書館のほかとちぎ視聴覚障害者情報センター等との連携も図りながら、視覚障害等の読書環境の整備の推進を図っています。サピエ図書館にも入会しており、国立国会図書館をはじめ、全国の登録施設が所蔵している点字図書やデイジー図書を利用しています。

その他の特別支援学校でも、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実させるために「音の出る絵本」や「飛び出す絵本」などのコーナー、時事や季節に応じた特集コーナーを設置しています。また、公立図書館と連携し学校希望図書の配送サービスを活用している学校や、公立図書館の職員を学校に招いてブックトークを行っている学校もあり、外部と連携した読書活動も展開されています。

また、地域のボランティアによる大型絵本の読み聞かせ、手遊びなどの参加型によるエプロンシアター(\*21)やパネルシアター(\*22)の実施などは、児童生徒が主体的に読書に親しむ貴重な機会となっています。

(\*19)エプロンシアター：胸あて式エプロンを舞台に見立て、ポケットから取り出す人形を使って物語を演じる人形劇

(\*20)パネルシアター：布を張ったパネルを舞台として、人形や背景の絵を貼ったり外したりしながら物語を演じる人形劇

(2)　読書バリアフリー法に基づく都道府県の基本計画の策定状況

読書バリアフリー法第８条には、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と定められており、各地方公共団体において、計画の策定が進んでいます（図19）。読書バリアフリー法に基づく基本計画を単独で策定する自治体だけでなく、子どもの読書活動の計画と一体的に策定する自治体など、策定の方法は自治体の状況に合わせて様々です。

５　本県の課題

(1)　読書習慣の定着

児童生徒においては、年齢が上がるにつれて、読書時間が減少する傾向があることから、発達の段階に応じた読書活動の推進に取り組み、読書習慣の定着を図る必要があります。

(2)　多様な読書機会の確保

県民の読書活動の機会を広げるため、学校図書館や公立図書館の取組に加えて、児童館や公民館等を含む多くの関連機関・関係者が連携・協力し、社会全体で読書活動を推進していく必要があります。

(3)　全ての県民が読書に親しむ環境づくり

読書バリアフリーに対する県内の読書活動関係者の気運醸成を図り、主体的に取り組む人材育成等を通じて、県民が読書に親しむことができる環境の整備を推進していく必要があります。

第３章　読書活動推進の基本方針

１　基本目標と方針

(1)　基本目標

全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ機会を広げる

読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、読書習慣を身に付けるためには、子どもの頃の読書習慣の形成が重要です。また、大人も読書をとおして知識や見識を深めるとともに、次の世代に読書活動の意義や楽しさなどを伝えていくことが重要です。本県では、年齢や障害の有無等に関わらず、全ての県民が読書に親しむことのできる環境づくりを推進することで、読書活動が活発に行われるサイクルが形成されることを目指します。

(2) 方針

読書活動が積極的に行われるためには、①読書活動を行うきっかけがあること、②社会の中で様々な読書活動に触れる機会があること、③読書活動を継続的に行う環境が整っていることが必要と考えられます。そのため、次の３つの方針により全ての県民が読書に親しむことができるよう読書活動の推進に取り組みます。

方針１　ライフステージに応じた読書活動の推進

関連する章　第４章

方針２　連携・協働による読書活動の推進

関連する章　第４章、第６章

方針３　読書に親しむ環境づくり

関連する章　第５章、第６章

２　指標の設定

基本目標の実現を目指した３つの方針について、県民の読書活動の推進状況を把握できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況を把握し、計画の進行管理を行っていきます。

指標１　１週間あたり１時間以上読書をする子どもの割合（％）

小学生 令和４年度基準値57.0％ 令和12年度目標値60％

中学生 令和４年度基準値42.5％ 令和12年度目標値50％

高校生 令和４年度基準値21.9％ 令和12年度目標値30％

指標２　公立図書館と学校の連携事業数（※1）

令和４年度基準値63事業、令和12年度目標値120事業

※1連携事業数：各自治体における、公立図書館と学校図書館が連携して実施した事業や、公立図書館が学校図書館支援の一環で実施した事業の種類。「団体貸出」「学校図書館職員研修」「学校訪問おはなし会」等。

指標３　県立図書館及びとちぎ視聴覚障害者情報センターが主催・協力する、職員等（※2）を対象とした読書バリアフリーに関する研修・講座の受講者数

基準値(※3)年間266人、令和12年度目標値年間300人、令和６年度～12年度累計2,100人

※2職員等：司書及び司書補、司書教諭及び学校司書並びに職員、ボランティア及び図書館協力者、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等。

※3基準値：栃木県公共図書館協会及び栃木県立図書館主催の読書バリアフリーに関する研修の受講者数（令和３(2021)年度）及びとちぎ視聴覚障害者情報センター主催の講座の受講者数（令和４(2022)年度）の合計。

第４章　県民の読書活動推進のための方策

１　ライフステージに応じた効果的な取組

〔方針〕

子どもの読書習慣の形成には、一人一人の発達の段階や障害特性に応じた読書活動推進の取組が求められます。あわせて、成人後も大学等への進学や就職、結婚など生活環境の変化を機に読書から遠ざかることがないよう、様々な読書活動推進の取組が必要です。

特に、幼い頃の「心に残る一冊の本」との出会いや、読み聞かせなどの読書に関する楽しい記憶は、生涯にわたる読書習慣の定着につながるとともに、次の世代に読書や学びの楽しさを共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。子どもと本との出会いには、読書に対する興味・関心を高められる読書環境と、周囲の大人たちによる適切な働きかけが求められます。

本計画では、ライフステージを乳幼児期、小中学生期、高校生期、成人期に設定し、それぞれのステージごとに取組を実施するとともに、ライフステージの区切りを越えた、切れ目のない読書活動の推進を図ります。さらに、全ての県民が読書活動を行えるよう、読書バリアフリーに関する取組を実施します。

図20　ライフステージと取組

乳幼児期　大人から子どもへの働きかけを促す取組

小中学生期　自立した読書を促す取組

高校生期　読書への関心を高める取組

成人期　個々のニーズに対応する取組

全世代　読書バリアフリーに関する取組

(1) 乳幼児期における読書活動の推進

乳幼児期には、周囲の大人の声かけや読み聞かせ等を通じて、次第に言葉を獲得するとともに、絵本に親しみ興味を持つようになります。さらに様々な体験をとおして、イメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

保護者だけでなく、地域の図書館や幼稚園、認定こども園、保育所が連携して子どもが絵本や物語に触れる機会を設け、遊びの中で楽しみながら読書に親しむ機会を設けることが大切です。

(2)　小中学生期における読書活動の推進

小学校低学年から中学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、本を一人で読み通す力が育まれ、語彙の量が増えるとともに、文字で表現された世界をイメージしたり、自分の考えと比較しながら読んだりできるようになります。また、読む速度が上がり、多くの本を読むことができるようになります。小学校高学年になると、自発的に好みの本を選択できるようになり、読書の幅も広がっていきます。

中学生になると、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、知識の習得や進路の模索のための読書など読書の幅が広がるほか、子ども向けの本から大人向けの本に移行し始める時期でもあります。

一方で、学習時間の増加や部活動などによる生活リズムの変化、興味・関心の多様化等により、読書量は減少する傾向にあり、多様な読書活動の要求に応えられる環境が求められます。

(3)　高校生期における読書活動の推進

高校生になると、読書の目的や資料の種類に応じて、適切に本を選択し読めるようになります。興味に応じ幅広く多様な読書をするようになり、また読書を通じて将来について考えたり、社会に参画するための思考力や判断力を身に付けたりする時期でもあります。

一方で、活動範囲や興味・関心の多様化や多忙により、読書量は一層減少する傾向にあり、読書への関心を高めるような取組が求められます。

(4)　成人期における読書活動の推進

高等学校等の卒業以降は就職や大学への進学、結婚など、様々な環境の変化が訪れるとともに、自身のスキルアップや知的興味に応じて読書をする時期です。また、保護者として、子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもとともに読書に親しむ方がいます。

一方で、仕事や読書以外の関心事により、本を読む時間がとれない方に、読書への関心を高めるような取組が求められます。

高齢になると、余暇時間が増える傾向にあるため、教養や趣味の読書や、調査研究活動等に取り組む方がいます。

一方で、加齢による身体機能の低下等により、読書が困難な方への支援に取り組む必要があります。

(5)　視覚障害者等の読書活動の推進

視覚による表現の認識が困難な方は、読書に親しむ機会を得にくいなどの課題があることから、障害の有無に関わらず、誰でも読書に親しめるような環境づくりが求められます。

２　家庭における読書活動の推進

〔方針〕

子どもの読書習慣は日常生活の中で形成されるものです。本計画では、生活の基盤である家庭で本に親しむ環境を整える支援をします。

また、保護者自身も日頃から読書に親しみ、子どもと本を紹介し合ったり感想を話し合ったりして読書の楽しさを共有することができるよう支援します。

〔具体的施策〕

ア　保護者に対する学習機会の充実

(ｱ)　保護者を対象とした、子どもの読書の大切さについて学ぶ機会を提供します。

(ｲ)　家庭教育支援や地域活動の指導者向け研修等で、子どもの読書活動の重要性について学ぶ機会を設けることにより、研修受講者の読書に対する理解を深めます。さらに、その後の指導者の活動を通じて、地域の保護者への理解促進を図ります。

(ｳ)　ブックスタート(\*23)やセカンドブック(\*24)事業等により、保護者が絵本や読書について学ぶ機会を作るよう、市町に働きかけます。また、先進的な事例についての情報収集に努め、関係者に情報提供します。

(ｴ)　読書ボランティアや母子保健推進員(\*25)等の地域組織に対し、絵本の紹介や読み聞かせ等についての協力が得られるよう働きかけます。

(\*23)ブックスタート：司書、保健師、地域の読書ボランティア等が連携・協力して、乳幼児健診等の機会を活用し、乳幼児への読み聞かせの方法を保護者に説明しながら、赤ちゃんに絵本を手渡す活動

(\*24)セカンドブック事業：ブックスタートのフォローアップとして、３歳児健診や小学校入学時等子どもたちの発達の節目に再び本を手渡す事業

(\*25)母子保健推進員：地域母子保健の向上のため、市町長に委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティア

イ　保護者に対する啓発資料等の充実

(ｱ)　家庭教育・幼児教育に関するリーフレットに、読書の重要性や絵本の紹介等を掲載し、読書のきっかけづくりを行うとともに、読書や読み聞かせに対する保護者の理解促進に継続的に取り組みます。

ウ　家庭での読書活動の推進

(ｱ)　家読（うちどく） の周知啓発により、家庭内で子どもと周囲の大人が一緒に取り組む読書活動を推進します。

３　地域における読書活動の推進

(1) 図書館の取組

〔方針〕

公立図書館は、地域の「知の情報拠点」として、読書活動の振興及び利用者や住民が抱える課題の解決に向けて、資料や情報の提供、レファレンスサービス(\*26)、講座や研修、展示等を実施しています。また、乳幼児から高齢者、障害者、外国人など、あらゆる利用ニーズに対応した様々なサービスを展開するほか、地域の交流拠点としての機能を果たす図書館もあります。

本計画では、図書館サービスの充実に向けて、蔵書等の物的な充実、司書の配置等の人的な充実に努めるとともに、他の図書館や学校、関係機関・団体等と連携・協力しネットワークの充実を図ります。

(\*26)レファレンスサービス：「調査相談」とも言う。情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助を指す。

〔具体的施策〕

ア　県立図書館における取組の充実

(ｱ)　子どもの読書活動に関する様々な情報の収集や県内外の状況把握を行い、図書館関係者・学校関係者・読書ボランティア等への積極的な情報提供と活動支援を行います。また、関係者に対する研修や講座、情報交換の機会を提供します。

(ｲ)　県民の高度な調査・研究を支援するため、地域に関する資料や専門性の高い資料の積極的な収集に努めます。

(ｳ)　課題解決型図書館として、レファレンスサービスの充実に努めるとともに、ブックリストやパスファインダー(\*27)の作成、講座の開催等を行います。

(ｴ)　県民の読書への関心を高めるため、様々なイベントや企画展示等を開催します。

(ｵ)　様々な障害に対応したアクセシブルな書籍等の提供に努めるとともに合理的配慮の提供(\*28)を行います。また、日本語を母語としない県民の読書を支援します。

(ｶ)　読書に関する研修等に職員を積極的に派遣し、知識や技術向上に努めます。

(ｷ)　県が育成する高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ(\*29)」による、読書の普及に向けた各種の活動を支援します。

(\*27)パスファインダー：特定のテーマについて、関連する資料や情報を、その検索方法・入手方法とともにリスト化したリーフレット

(\*28)合理的配慮の提供：障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。

(\*29)読書コンシェルジュ：本好きな高校生世代を読書活動推進リーダーとして育成し、任命を経て、同世代へ読書の楽しさを広める活動に取り組んでもらう取組。県独自の取組として、平成26(2014)年に開始した。

イ　県立図書館と市町立図書館等との連携及び支援の充実

(ｱ)　県内図書館ネットワークの中核的図書館として、相互貸借制度の一層の充実を図り、全県的な資料の利用促進に努めます。また、市町立図書館等のレファレンスを援助し、全県的な情報提供を支援します。

(ｲ) 県内公立図書館等職員の知識習得や技術向上、情報交換のため、各種研修会を栃木県公共図書館協会(\*30)と連携して実施します。

(ｳ)　県立図書館を中心に、県内外の公共図書館と連携した情報提供の向上に努めます。

(\*30)栃木県公共図書館協会：栃木県内の公共図書館事業の振興発展のため、県内の公立図書館等で組織する団体。職員研修、調査研究、資料の収集配布、相互貸借の調整等を行う。

ウ　県立図書館と学校図書館、類縁機関(\*31)等との連携の促進

(ｱ)　県立学校等に対し、県立図書館の資料やサービスの周知に努めるとともに、積極的な資料・情報の提供を行います。

(ｲ)　高校生世代に対する効果的な資料紹介やサービス提供に努めるとともに、読書コンシェルジュ等による活動について、市町立図書館等への積極的な情報提供に努めます。

(ｳ)　博物館、美術館、文書館をはじめ、大学図書館や様々な関係機関と連携し、多様な情報提供に努めます。

(\*31)類縁機関：図書館と役割が類似した組織や施設。一定量の文献情報と専門職員を有し、文献を一般に提供することで調査・研究等に資する役割を持っている、博物館、文書館、企業資料室、試験・研究機関の資料室等。

(2) 公民館等の取組

〔方針〕

公民館は、地域住民の身近な学習拠点や交流の場となる施設であり、児童館 は、健全な遊びをとおして子どもの健康や情操を育む施設です。本計画では、公民館等において、図書コーナーの設置や読み聞かせ等の活動が行われ、地域の人々が読書に親しむきっかけづくりとなれるよう支援します。

(\*32)児童館：健全な遊びをとおして、子どもの豊かな情操を養い、健康の保持・増進を図る施設。午前中は乳幼児や保護者のふれあいの場として、午後は小・中学生の子どもの遊び場として利用されている。

〔具体的施策〕

ア　公民館等における読書に親しむ活動の充実

(ｱ)　読み聞かせや読書の重要性の理解促進を図るため、公民館等における子どもの読書に関わる行事や講座等の充実を図るよう、栃木県公民館連絡協議会と連携して市町に働きかけます。

イ　児童館等における読書に親しむ活動の充実

(ｱ)　児童館や地域子育て支援拠点(\*33)等において、読書ボランティアとの連携等により読み聞かせやお話し会などの充実を図るよう、市町に働きかけます。

(ｲ)　母親クラブ(\*34)や児童館等を活動拠点とする子育てサークル(\*35)等において、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせやお話し会の重要性について理解の促進を図るよう、情報提供を行います。

(\*33)地域子育て支援拠点：子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座等を行い、子育て中の親子が地域で集える場所

(\*34)母親クラブ：子どもの健全育成を願って地域ぐるみでボランティア活動を行う組織。親子及び世代間の交流・文化活動、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動などの活動に取り組んでいる。

(\*35)子育てサークル：子育て中の親子や子育ての経験者等により自主的に組織された団体。参加者相互の情報交換や親子のレクリエーション等を行いながら、子育てについての不安や悩みの解消を行っている。

ウ　その他の社会教育に関わる施設での取組の推進

(ｱ)　総合教育センターにおいて、子どもの体験活動をとおして子どもが本と触れ合う機会を設け、読み聞かせや発達の段階に応じた図書の紹介等を行います。

(3) ボランティア等の支援

〔方針〕

読書ボランティアは、図書館や学校等において子どもが読書に親しむ機会を提供したり、地域や家庭で読書の意義について理解や関心を深めたりするなど、県や市町が行う読書活動推進の取組に大きく貢献しています。本計画では、読書ボランティア等が活発に活動できるよう支援します。

〔具体的施策〕

ア　読書ボランティア等の活動の充実に向けた支援

(ｱ) 読書ボランティアと、活動場所である図書館や学校等との連携を推進します。また、ボランティアセンター等への登録を推奨し、人材の確保に努めます。

(ｲ)　読書ボランティア等に対し、子どもの本や読書活動に関する積極的な情報提供・支援を行います。

(ｳ)　国の助成制度等の周知に努め、活用を奨励します。

イ　読書ボランティア等に対する学習機会の提供

(ｱ) 読書ボランティア等を対象とする研修等を開催し、有識者の講演や優れた取組の紹介を行います。

ウ　読書ボランティア等ネットワークの充実・強化

(ｱ) 読書ボランティアが情報交換や協議等を行う交流会等を開催し、ネットワーク構築の促進に努めます。

(ｲ)　「とちぎかがやきネット」(\*36)において、読書ボランティアの人材情報を提供し、活動の支援を行います。

(\*36) 「とちぎかがやきネット」：県総合教育センターが運営する、栃木県生涯学習ボランティア活動支援情報提供システム

４　学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・認定こども園・保育所・特別支援学校幼稚部等での取組

〔方針〕

幼稚園・認定こども園・保育所・特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）では、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動や環境づくりを積極的に行います。

〔具体的施策〕

ア　幼稚園等における図書スペースの確保と図書の整備

(ｱ)　遊びや生活の中で絵本に親しめるような絵本コーナーの設置や充実、保育環境の工夫など、絵本が幼児の目に触れやすい場に置かれ、落ち着いてじっくり見ることができる環境づくりを促します。

イ　教職員に対する研修の充実

(ｱ) 幼児期に絵本等に親しみ、想像する楽しさを味わうことの大切さ、子どもの身近にいる大人が、子どもと本をつなぐ必要性、教育活動への活用の方法等を学ぶ機会を設け、教職員の指導力の向上及び読み聞かせ等の読書活動の活性化を図ります。

(ｲ) 教職員等を対象に、優れた取組を実施している学校等の事例を共有する機会を設け、その取組の奨励・普及啓発を図ります。

(2) 学校での取組

〔方針〕

小学校、中学校、義務教育学校(\*37)、高等学校、中等教育学校(\*38)及び特別支援学校では、児童生徒が生涯にわたり読書に親しむ習慣を形成するため、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことのできる環境を整備し、適切な支援を行います。また、児童生徒が読書の量だけでなく、読書の質を高めていくことができるよう、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた読書指導を行います。

(\*37)義務教育学校：小学校から中学校まで９年の課程を一貫して行う学校

(\*38)中等教育学校：一つの学校として一体的に、中学校から高等学校までの６年の課程を一貫して行う学校

〔具体的施策〕

ア　学校における読書活動の取組に対する支援

(ｱ)　10分程度の時間を活用して児童生徒が自ら選んだ本を読む一斉読書活動の実施、読書感想文コンクール・読書感想画コンクールへの参加等、児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を推進するために、各学校の取組を支援します。

(ｲ)　図書委員や本が好きな児童生徒を中心として、ビブリオバトル(\*39)や味見読書(\*40)といったお互いに本をすすめ合う機会を設け、児童生徒が読書への関心を高められる取組の充実を図ります。

(ｳ)　家庭における読書習慣の形成を目指し、教職員等を対象に「家読（うちどく）」等の啓発を図る研修を実施します。

(ｴ)　教職員等を対象に、優れた取組を実施している学校等の事例を共有する機会を設け、その取組の奨励・普及啓発を図ります。（再掲）

(ｵ)　県が育成する高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」による読書の普及に向けた各種の活動を支援します。（再掲）

(\*39)ビブリオバトル：書評合戦とも呼ばれるゲーム。発表者は制限時間内でおすすめの本を紹介し、各発表後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に、一番読みたくなった本を投票で決める。

(\*40)味見読書：グループになり、３～５分間と決められた時間で順番に５～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組

イ　推薦図書やブックリスト活用の推進

(ｱ)　推薦図書やブックリストを活用し、児童生徒の読書への興味・関心を高めます。

ウ　障害のある児童生徒への支援

(ｱ)　公立図書館等と連携し、障害の状態等に応じた支援に努めるとともに、市町に対しても支援に努めるよう促します。

エ　学校図書館の整備・充実

(ｱ)　学校図書館の環境整備の促進と読書センター（読書活動の場）機能の充実

a　学校図書館の環境を整え、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、読書指導や図書館活動への取組を支援します。

(ｲ)　学習センター（学習支援の場）・情報センター（情報活用能力等育成の場）としての学校図書館の充実

a　児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習を推進するため、排架の工夫や、 選書の方法、授業支援の方法等について、情報交換や協議を行う機会を設けます。

(ｳ)　学校図書館の図書等の整備

a　公立義務教育諸学校の学校図書館の図書整備については、各市町に学校図書館図書標準の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新が図られるよう促します。

(ｴ)　学校図書館司書教諭と学校司書の適切な配置と資質の向上

a　県立高校に引き続き学校司書を配置するよう努めます。

b　各市町教育委員会等に対し、学校図書館司書教諭・学校司書の役割や、学校図書館司書教諭等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備に努めます。

c　学校図書館司書教諭及び学校司書が、学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、それぞれの役割等について理解を図ります。

d　小学校・中学校・高等学校教育研究会学校図書館部会や総合教育センターと連携し、学校図書館司書教諭及び学校司書を対象として、レファレンスや情報活用能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

(ｵ)　地域との連携の推進

a　公立図書館所蔵資料の学校図書館への貸出や、公立図書館職員による学校での読み聞かせ等の活動等、多様な連携による質の高い読書活動が行えるよう、公立図書館と学校図書館の連携を推進します。

b　児童生徒の読書活動推進や学校図書館の環境整備のため、保護者や地域のボランティアと連携して、学校図書館の整備や読み聞かせ等の読書活動を推進します。

(3)　特別支援学校における読書活動の推進

〔方針〕

特別支援学校では、幼児児童生徒が障害の状態等にかかわらず、自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことのできる環境を整備し、適切な支援を行います。

〔具体的施策〕

ア　特別支援学校における障害の状態に応じた読書活動の推進

(ｱ)　幼児児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態等に応じた選書や環境づくり、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により、読書活動の推進を図ります。

(ｲ)　読書週間や読書の時間の設定、読書感想文コンクール・読書感想画コンクールへの参加等を通じて、本に触れる機会を増やすとともに、家庭との連携による読書活動を推進します。

(ｳ)　サピエ図書館の活用等により、点字図書等の利用を推進します。

イ　公立図書館及び地域との連携

(ｱ)　県立図書館を中心とした公立図書館との連携を強化し、図書の紹介や貸出、教職員を対象とした研修等、公立図書館が実施する各種サービスを活用した読書環境の充実に努めます。

(ｲ)　読み聞かせボランティアや点字ボランティア等の人材を活用することにより、地域と連携した取組を推進します。

第５章　読書バリアフリーの推進

〔方針〕

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）等に基づき、障害の有無に関わらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができるよう体制の整備を推進します。

〔具体的施策〕

ア　視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第９条関係）

(ｱ)　アクセシブルな書籍等の充実

a　県立図書館と点字図書館は、連携してアクセシブルな書籍等を充実させる取組の実施や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館のサービスを活用した資料の提供を行います。

b　点字図書館において、引き続き視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、アクセシブルな書籍等の製作を行い、利用者へ提供を行います。

c　市町立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の充実や、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館のサービスの活用を促進するため、研修会等を通じ情報提供を行います。

(ｲ)　円滑な利用のための支援の充実

a　点字図書館において、公立図書館との相互貸借や、郵送でのアクセシブルな書籍等の貸し出しを推進することにより、視覚障害者等の方に対する読書機会を提供し、アクセシブルな書籍等の活用を促進します。

b　公立図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消等の施設及び設備の整備や情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進します。

c　学校図書館における支援を充実させるため、各学校や各市町教育委員会等に対し、学校図書館司書教諭・学校司書の配置や、学校図書館司書教諭等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備に努めます。（再掲）

d　県立高校に引き続き学校司書を配置するよう努めます。（再掲）

イ　インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

(ｱ)　国立国会図書館やサピエ図書館等の十分な活用を図るため、公立図書館と点字図書館が連携してサービスの周知を図ります。

ウ　特定書籍(\*41)・特定電子書籍等(\*42)の製作の支援（第11条関係）

(ｱ)　点字図書館と公立図書館で連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等の情報を共有し、製作の効率化を図ります。

(\*41)特定書籍：著作権法第37条第１項又は第３項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍。例えば、点字本や拡大写本等。

(\*42)特定電子書籍：著作権法第37条第２項又は第３項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等。例えば、デイジーやテキストデータ等。

エ　端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）

(ｱ)　点字図書館や公立図書館において、利用者に対し様々な読書媒体やそれらを利用するための端末機器に関する情報の提供を行います。

(ｲ)　栃木県障害者ICT サポートセンター(\*43)において、視覚障害者等からのパソコン、タブレット、スマートフォン、デイジー再生機器等の情報端末の利用方法に関する相談を受けるとともに、講習会の開催等を通じ、情報端末機器の活用方法の習得の支援を行います。

(\*43)ICTサポートセンター：障害者等のICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、①ICT 機器の紹介、利用に係る相談、②サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（都道府県・指定都市・中核市に対する厚生労働省補助事業）

オ　製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

(ｱ)　司書、学校図書館司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

a　障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修等を実施し、司書や職員の資質の向上を図ります。

(ｲ)　点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

a　点訳、朗読（音訳）奉仕員の養成講習会を引き続き実施し、点訳、音訳に携わる人材を養成します。

b　点字図書館において、点訳、朗読（音訳）奉仕員向けの講習会を実施し、点訳、音訳に携わる人材の資質向上を図ります。

c　新たな端末機器やソフトウェアの活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制の確保に努めます。

第６章　読書活動推進体制の整備

〔方針〕

読書活動を推進するには、いつでもどこでも全ての県民が読書に親しむことのできる体制が必要不可欠です。気軽に本等を手にしたり、勉学や課題解決の参考にしたりすることのできる体制づくりを推進します。

〔具体的施策〕

ア　県内公立図書館がインターネット上に公開しているデジタルアーカイブやブックリスト等を周知し、全ての県民が、いつでもどこでも読書活動が行える体制の整備を推進します。

イ　県内公立図書館間での本や資料の貸出し等が円滑に実施され、本や資料を求めている県民の手元に迅速に届くようサービスの支援を推進します。

ウ　保護者等が集まる機会を中心に、読書について考える機会を提供します。

エ　県内各地で活躍する読書ボランティアに対し、図書館や学校関係者等との協議の場や講座による学習の機会を提供し、ネットワークの構築を行います。

オ　放課後子ども教室(\*44)等で行われる読書活動等に対し、更なる活動ができるよう支援します。

カ　国立国会図書館やサピエ図書館等の十分な活用を図るため、公立図書館と点字図書館が連携してサービスの周知を図ります。（再掲）

キ　点字図書館と公立図書館で連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等の情報を共有し、製作の効率化を図ります。（再掲）

ク　点字図書館や公立図書館において、利用者に対し様々な読書媒体やそれらを利用するための端末機器に関する情報の提供を行います。（再掲）

ケ　栃木県障害者ICT サポートセンターにおいて、視覚障害者等からのパソコン、タブレット、スマートフォン、デイジー再生機器等の情報端末の利用方法に関する相談を受けるとともに、講習会の開催等を通じ、情報端末機器の活用方法の習得の支援を行います。（再掲）

(\*44)放課後子ども教室：県内の小学校区において、放課後や週末等に、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもの。

第７章　啓発・普及・広報活動の推進

〔方針〕

「子ども読書の日」(\*45)や「こどもの読書週間」(\*46)、「読書週間」(\*47)等の機会を活用し、読書活動の推進に向けた社会的機運が高まるよう、啓発広報活動を実施します。

(\*45)「子ども読書の日」：「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため制定された日。４月23日。

(\*46)「こどもの読書週間」:子どもの読書活動を推進するために公益社団法人読書推進運動協議会が設けた期間のこと。４月23日～５月12日。

(\*47)「読書週間」：公益社団法人読書推進運動協議会が設けた読書推進期間。10月27日～11月９日（文化の日を中心にした２週間）。

〔具体的施策〕

ア　学校や図書館等と広く連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布により読書活動の重要性を広く周知します。

イ　読書の関心を高めるため、読書に関するイベント等の広報活動を積極的に行います。

ウ　国、県等の表彰制度により、優れた取組を実施している学校、園、図書館、実践団体等を表彰(\*48)し、その取組の奨励・普及啓発を図ります。

エ　県の読書活動推進事業をホームページ等で周知するとともに、国、市町、学校、図書館、民間団体等における様々な事業や取組、優良図書等の各種情報を提供します。

オ　県教育委員会事務局各課及び施設等で実施している研修や会議等の機会に読書活動における情報提供を行います。

カ　「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動(\*49)の実践指標の一つである「『本の時間』をつくろう」に基づき、大人への啓発活動を行います。

キ　“ふれあい育む「家庭の日」(\*50)”の普及・啓発の中で、家族での読書による交流を促し、読書活動の啓発を行います。

(\*48)国では、子どもの読書活動優秀実践校、園、図書館、団体（個人）文部科学大臣表彰を行っている。例年、「子ども読書の日」に合わせて表彰を行う。

(\*49)「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動：大人が子どもに関わる「いきいき栃木っ子３あい運動」の具体的な実践を示した運動。「いきいき栃木っ子３あい運動」は、豊かな人間関係を築くことにより、いきいきとした栃木の子どもの育成を図ることを目的にした運動。

(\*50)家庭の日：家族がともに過ごす機会を多くもつことで、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、県では毎月第３日曜日を「家庭の日」と定めている。

参考資料

栃木県読書活動推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　栃木県における読書活動の推進に向けて、読書活動に携わる関係機関、団体等の意見、提案等を聴取するため、「栃木県読書活動推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

　（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 「栃木県読書活動推進計画」の策定に関すること。

(2) 読書活動の推進に向けた施策に関すること。

(3) その他読書活動の推進に必要な事項に関すること。

　（組織）

第３条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

２　委員は、別表１に掲げる者をもって充て、栃木県教育委員会教育長が委嘱する。

３　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

４　会長は、協議会を招集し、会務を主宰する。

５　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

　（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から翌年度末までとする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

　（部会）

第５条　協議会のもとに作業部会を置く。

２　作業部会は、協議会における協議事項の原案作成や施策の検討、計画の進捗管理等を行う。

３　作業部会は、別表２に掲げる関係課室所管の職員をもって構成する。

　（庶務）

第６条　協議会及び庁内作業部会に関する庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

　（その他）

第７条　会長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

　　附則

１　この要綱は、令和４年４月26日から適用する。

２　「栃木県子どもの読書活動推進協議会設置要綱」は、令和４年４月26日をもって廃止する。

　　附則

１　この要綱は、令和４年９月６日から適用する。

　　附則

１　この要綱は、令和４年12年27日から適用する。

　　附則

１　この要綱は、令和５年４年１日から適用する。

別表１

委　員 学識経験者

委　員 市町立学校関係者（小中）

委　員 県立高等学校関係者

委　員 県立特別支援学校関係者

委　員 幼児教育・保育関係者

委　員 ＰＴＡ関係者

委　員 市町立図書館長

委　員 読書ボランティア関係者

委　員 障害福祉（読書）関係者

委　員 県立図書館長

委　員 とちぎ視聴覚障害者情報センター所長

委　員 図書関係事業者

別表２

部会員 教育委員会事務局生涯学習課主幹

部会員 保健福祉部障害福祉課

部会員 教育委員会事務局義務教育課

部会員 教育委員会事務局高校教育課

部会員 教育委員会事務局特別支援教育課

部会員 総合教育センター

部会員 県立図書館

栃木県読書活動推進協議会 委員名簿

令和４(2022)年度

No.　所属名　職名　氏名　備考

1　宇都宮大学共同教育学部　教授　石川　由美子　会長

2　宇都宮市立石井小学校　副校長　大島　康正

3　那須烏山市立南那須中学校　校長　藤田　繁

4　栃木県立益子芳星高等学校　教諭　髙橋 美晴

5　栃木県立盲学校　校長　伊藤　美喜

6　（一社）栃木県幼稚園連合会（認定こども園愛泉幼稚園　園長）　常任理事　小倉　庸寛

7　栃木県PTA連合会　事務局長　松本　千栄子

8　那須塩原市図書館みるる　館長　山田　隆

9　栃木子どもの本連絡会　会長　大音　由里

10　（一社）栃木県視覚障害者福祉協会　会長　須藤　平八郎

11　栃木県立図書館　館長　宇梶　宏美　副会長

12　とちぎ視聴覚障害者情報センター　所長　手塚　誠一

13　栃木県書店商業組合（株式会社落合書店代表取締役社長）　副理事長　落合　均

令和５(2023)年度

No.　所属名　職名　氏名　備考

1　宇都宮大学共同教育学部　教授　石川　由美子　会長

2　宇都宮市立石井小学校　副校長　大島　康正

3　那須烏山市立烏山中学校　校長　藤田　繁

4　栃木県立小山高等学校　校長　小林　崇宏

5　栃木県立盲学校　校長　野原　辰男

6　（一社）栃木県幼稚園連合会（吉田保育園　園長）　常任理事　小倉　庸寛

7　栃木県PTA連合会　専務理事　田中　芳浩

8　那須塩原市図書館みるる　館長　小泉　秀夫

9　栃木子どもの本連絡会　会長　大音　由里

10　（一社）栃木県視覚障害者福祉協会　会長　須藤　平八郎

11　栃木県立図書館　館長　中村　千浩　副会長

12　とちぎ視聴覚障害者情報センター　所長　手塚　誠一

13　栃木県書店商業組合（株式会社落合書店代表取締役社長）　理事長　落合　均

栃木県読書活動推進協議会 開催経過

・第1回

　日時：令和５(2023)年２月９日（木）14：00～16：00

　場所：栃木県庁研修館402研修室

・第２回

　日時：令和５(2023)年６月27日（火）13：30～15：30

　場所：栃木県庁本館６階大会議室２

・第３回

　日時：令和６(2024)年１月30日（火）13：30～14：40

　場所：栃木県庁本館９階会議室３

栃木県読書活動推進協議会作業部会 部会員名簿

令和４(2022)年度

No.　所属名　職名　氏名

1　教育委員会事務局生涯学習課　主幹　吉田　正道

2　保健福祉部障害福祉課　課長補佐　金子　百子

3　教育委員会事務局義務教育課　指導主事　高橋　功昌

4　教育委員会事務局高校教育課　指導主事　柴崎　宏庸

5　教育委員会事務局特別支援教育室　指導主事　長谷川　貴子

6　総合教育センター　副主幹　長野　岳水

7　県立図書館　主任　山内　奈津美

令和５(2023)年度

No.　所属名　職名　氏名

1　教育委員会事務局生涯学習課　主幹　吉田　正道

2　保健福祉部障害福祉課　課長補佐　金子　百子

3　教育委員会事務局義務教育課　指導主事　高橋　功昌

4　教育委員会事務局高校教育課　副主幹　柴崎　宏庸

5　教育委員会事務局特別支援教育課　指導主事　大宮　真弓

6　総合教育センター　副主幹　柏崎　友洋

7　県立図書館　主任　山内　奈津美